

伊達市公共施設等総合管理計画(概要)

■背景及び目的

伊達市公共施設等総合管理計画は、合併特例期間が終了し、普通交付税が大きく減少するなど、これまで以上に厳しい財政状況が続くことに加え、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とする。

■対象

市が所有する全ての公共施設等

- ・公共建築物 … 庁舎、集会施設、教育施設、スポーツ施設、福祉施設など
- ・インフラ施設 … 道路、橋りょう、配水管、下水道管など

※更新等費用の推計対象

平成 25 年度末現在で、市が所有する延床面積 50 m²以上の公共建築物

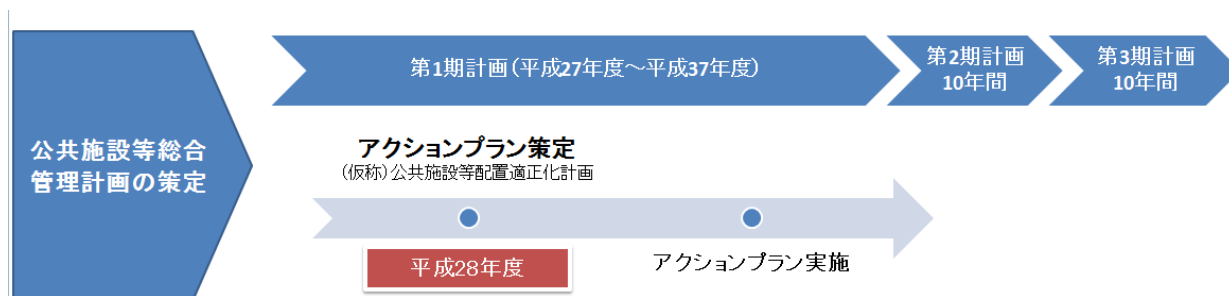
■位置づけ

- ・市が所有している公共施設等の今後のあり方についての基本的方針(総論)を示すものです。
- ・平成26年4月22日付け総務大臣通知で策定要請があった公共施設等の総合的、計画的な管理を推進するための計画として策定します。
- ・市の最上位計画である「伊達市第2次総合計画」の基本理念のもと、「伊達市行財政改革指針」とも連動した公共施設の管理・運営に係る横断的な計画とします。

■計画期間

10 年間 (第1期:平成 27 年度～平成 36 年度)

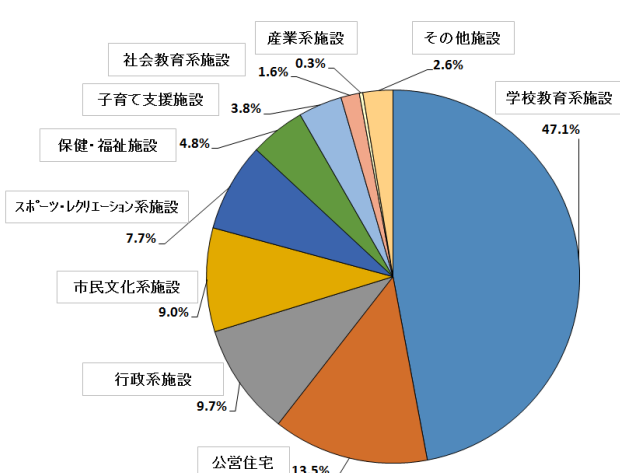
※社会情勢の変化や地域環境の大きな変化があった場合には、期間内であっても見直しを行う場合があります。



■内容

1. 伊達市の概要

(1) 公共施設等の状況

公共建築物	概況	対象施設: 249 施設 / 総延床面積: 29 万 1,975 ㎡
	設置状況	<p>【大分類別・延床面積での設置割合より上位3件】</p> <p>1. 学校教育系施設 47.1%</p> <p>2. 公営住宅 13.5%</p> <p>3. 行政系施設 9.7%</p>  <p>【建築年度別割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準 32.4% ・新耐震基準 67.6% <p>※旧耐震は昭和 55 年度以前に建設された建物</p>
	他市との比較	人口規模を基準に比較した施設保有量 ⇒ 概ね平均的
	公営企業の建築物	【水道会計】 ※床面積が把握できる施設のみを対象 28 施設 / 総延床面積: 2,762 ㎡
インフラ施設	道路	総延長: 1,318,873m / 面積: 9,197,722 ㎡
	橋りょう	本数: 534 本 (15m以上: 129 本、15m未満: 405 本) 面積: 25,939 ㎡
	上水道	水道管: 614,274m
	下水道	排水管: 125,361m

(2) 人口動向

国勢調査結果に基づき算出した推計値によると、今後人口は急激に減少を続け、平成 52 (2040) 年度には 45,000 人を切ると見込まれています。(現在より約 32%減)

(3) 財政状況

平成 27 年度で普通交付税算定の合併特例期間が終了し、今後市としての一本算定に向けて段階的に普通交付税が縮減されることで、平成 33 年度には 19 億円減となることが見込まれており、将来的に厳しい財政状況となることが予測されています。

(4) 将来の更新費用推計

試算期間 30 年で、現有施設を耐用年数経過後に同じ規模で更新した場合の推計。

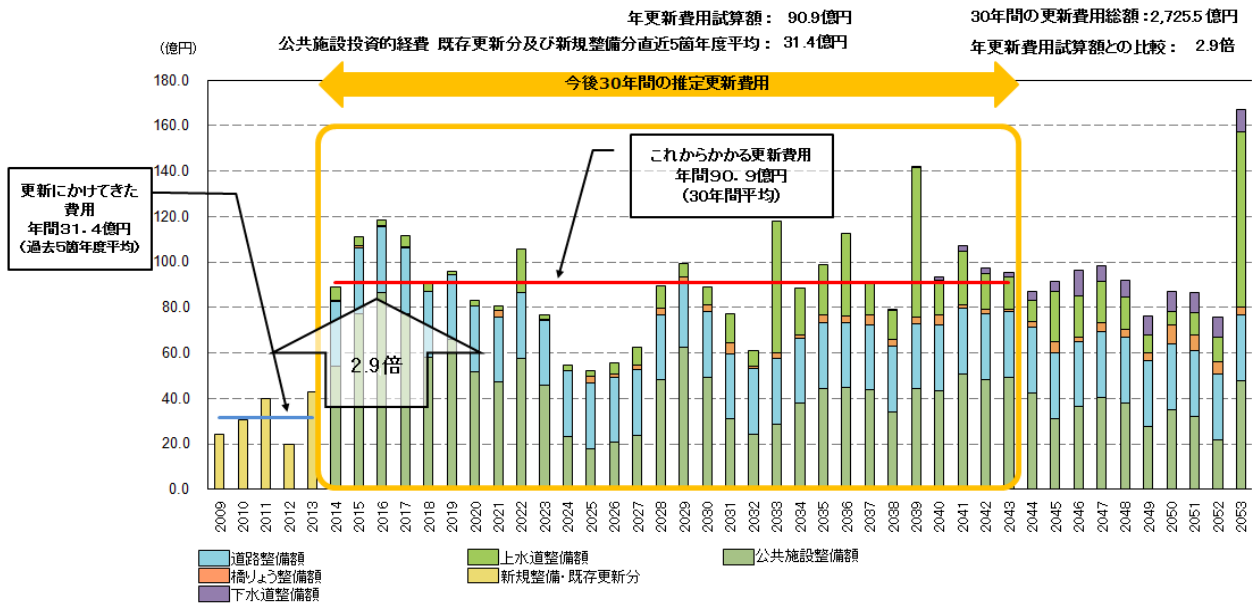
【全体(公共建築物+インフラ施設)の更新費用推計額】

- ① 過去5箇年の更新費用推計額 … 年平均 31.4 億円
 ※震災復興事業(梁川小改築など)を含む
- ② 試算期間(30年)の更新費用推計額 … 年平均 90.9 億円
 ≙ 総額 2,725 億円/30年

公共建築物
2.3 倍
インフラ施設
4.1 倍

2.9 倍

※試算期間:平成 26(2014)年度～平成 55(2043)年度



2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ① 少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化
- ・世代構成や地域間の人口における変化が見込まれている。
 - ・施設規模の見直しや既存公共施設の活用が必要。
- ② 公共施設等の老朽化
- ・建築年度は、特定の時期に極端に集中していない。
 - ・旧耐震基準適用時(昭和 55 年度以前)に整備された建築物は、総床面積の 32.4%。
- ③ 更新費用の増大
- ・全ての公共施設等を維持・更新する場合、これまでの 2.9 倍の費用が必要。
 - ・更新費用が特定年度に集中することが懸念されるため、財政負担の軽減・平準化が必要。

④ 合併に伴う公共施設等の重複

- ・各地域(旧町)で類似した施設等を複数保有している。
- ・将来世代への財政負担を先送りすることを避けるため、公共施設等の適正配置を検討する必要がある。

⑤ 公共施設等につけられる財源の限界

- ・普通交付税の一本算定、生産年齢人口の減少等で歳入が減少。
- ・整備更新や維持の財源に限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討する必要がある。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 基本方針

1. 保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前に整備した施設配置の見直し。 ・持続可能な行政運営ができる規模での保有総量の最適化。
2. 既存施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設の建設を伴わない方法の検討。
3. 複合化・多機能化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに柔軟に対応した複合化・多機能化の検討。
4. 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの圧縮も視野に入れた計画的な予防保全や修繕の実施。
5. 民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入など、民間活力を活かした行政サービスの展開。 ・地域経営を意識した施設運営を図る。

② 実施方針

1. 点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な定期点検の実施、予防保全的視点からの優先度検討。
2. 維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改修・更新。 ・維持管理や修繕等の情報蓄積による課題の把握。 ・地域自治組織や地域団体への施設運営の委託など、市民主体の維持管理。
3. 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断等に基づく、ソフト・ハード両面からの安全確保。
4. 耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の優先順位(災害拠点や利用需要)の検討。
5. 長寿命化	<p>・ライフサイクルコストの圧縮を意識した長寿命化。</p> <p> — 予防保全 — 施設の劣化や故障が進む前に、補修など適切な措置を実施すること — 事後保全 — 施設の劣化や故障によりトラブルが発生してから、修復を実施すること </p>

6. 統合や廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態や市民ニーズの変化に対応した施設配置と保有総量の適正化。 ・機能の重複の解消と多機能集約化。
7. 体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設所管課の連携体制の強化。 ・施設情報を一元管理するためのシステム運用、一貫した資産データに基づくマネジメントの推進。

3. 今後の取り組み

(1) (仮称)公共施設等配置適正化計画の策定 … 本計画のアクションプランとしての位置づけ

- ・施設保有総量の縮減目標値の設定
- ・施設類型ごとの管理方針、個別施設ごとの建て替え・統廃合の方向性の設定

(2) 市民意見の反映

- ・公共施設等の現状についての情報提供を行い、共有化した上で、各種計画や方針に市民意見の反映を図る。

(3) フォローアップの実施

① フォローアップの進め方

- ・年度毎に、公共施設等の情報を更新し公表
- ・道路、橋りょう、上下水道などインフラについて、各施設所管課との連携による計画推進

② 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有について

- ・各施設所管課の連携や組織体制強化の検討
- ・公共施設マネジメントシステムによる情報共有